

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県のリスクレベルについては【レベル3警報】に引き上げます

県内の感染状況を踏まえ、専門家の意見も伺い、総合的に判断した結果、11月4日（水）からのリスクレベルは【レベル3警報】に引き上げます。

## 【概要】

## 1 県内の感染状況

期 間	新規感染者数	うちリンクなし感染者数
10月27日(火)～11月2日(月)	38名	10名

## 2 熊本県リスクレベルについて

前回（10月28日発表）	今回（11月4日発表）
レベル2警戒 なお、感染状況は縮小傾向にある。	レベル3警報 なお、感染状況は拡大傾向にある。

## 3 県民の皆様へのお願い

熊本市の感染者数が増加しており、市内中心部の飲食店等でリンク不明の感染者が生じています。これらから新たなクラスターを生まないように、引き続き、熊本市と連携し、検査勧奨及び啓発の強化を行います。

県民の皆様には、引き続き、熊本市内中心部の歓楽街において、夜遅い時間までの飲酒など、感染拡大につながる行動を控えていただきますようお願いいたします。また、マスク着用、手洗い等の基本的な感染防止対策について、改めて徹底をお願いいたします。

また、今冬は医療機関の受診の方法が変更されています。発熱等がある場合、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関等の身近な医療機関へ電話で相談して下さい。その後、診療ができる医療機関を予約し、受診をお願いいたします。事前連絡する医療機関に迷う場合は、発熱者専用ダイヤル（TEL:0570-096-567）に御連絡ください。

詳細は、本日午後3時からの担当課ブリーフィングにて御説明いたします。

場 所：県庁行政棟本館4階 県政記者会見室

説明者：熊本県新型コロナウイルス感染症対策室長 波村 多門

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
（健康福祉部健康危機管理課）  
問合せ先：波村、井上、中満  
電話：096-333-2478  
（内線）5931、5944、5933

# 熊本県における新型コロナウイルス感染症に関する概況

【令和2年（2020年）11月4日】

## 1 熊本県における現状認識

国内の感染状況は、微増傾向が継続している。地域によっては明確な拡大傾向も見られており、冬季に向けて警戒感を強めていく必要がある。

期間中（10/27～11/2）の新規感染者は**38例**で、リンク不明感染者は**10例**であった。この状況から、**リスクレベルについては「レベル3警報」に引き上げる。**

熊本市中心部の接待を伴う飲食店に端を発する感染の状況については、感染者の増加も見られているため、熊本市と連携し、引き続きハイリスクと考えられる施設から検査勧奨及び啓発の強化を行う。

熊本市の高等学校におけるクラスターの発生を踏まえ、各校における対策を徹底するとともに、今後の状況を注視する必要がある。

また、阿蘇市における医療機関のクラスターについては、施設内に封じ込められている状態ではあるが、感染者の増加が見られているため、引き続き、保健所支援体制を継続し、確実な封じ込めのための幅広い検査及び医療機関の機能維持支援を行う。また、県調整本部において、感染者の確実な入院調整を行う。

県民の皆様には、引き続き基本的な感染防止対策及び「新しい生活様式」の実践の徹底を行うよう、啓発を進める。また、発熱の際の受診方法の変化（身近な医療機関への電話予約等）について、集中的に周知を行う。

前回（10/28発表）	今回（11/4発表）
<b>レベル2警戒</b> なお、感染状況は縮小傾向にある。	<b>レベル3警報</b> なお、感染状況は拡大傾向にある。

### 【熊本県リスクレベル基準】

【目的】患者数が増加に転じるタイミングを早期に捉え、警戒を発する基準を設定することで、感染拡大防止に向けた対策の徹底や県民への早期の警戒を呼び掛ける。

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準	対策の考え方・方向性	想定状況
<b>レベル5 厳戒警報</b>	県内で ①新規感染者 <b>150</b> 名以上 かつ ②病床利用率 <b>25%</b> 以上 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症者、ハイリスク者の救命を最優先とした入院調整。</li> <li>大規模クラスターや感染拡大の確実な封じ込めのための体制整備、検査実施等。</li> <li>メリハリを利かせた接触機会の軽減のため、強い制限を要請。</li> </ul>	複数の大規模クラスターの発生
<b>レベル4 特別警報</b>	県内で ①新規感染者 <b>50</b> 名以上 かつ ②リンク無し感染者 <b>25</b> 名以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域でのクラスター発生及びクラスター連鎖の予防のため、保健所への人的支援及び幅広い検査、原因施設への指導等を行う。</li> <li>メリハリを利かせ、これまでクラスターが発生した施設等から順に感染拡大防止対策の強化を要請。</li> </ul>	感染の更なる拡大と、クラスターの散発/連鎖
<b>レベル3 警報</b>	県内で ①新規感染者 <b>30</b> 名以上 又は ②リンク無し感染者 <b>15</b> 名以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域でのクラスター発生を予防するため、感染増加の原因に着目し、優先順位を付け、特にハイリスクなところから感染防止対策の強化を図る。</li> </ul>	感染の拡大と、小規模クラスターの発生
<b>レベル2 警戒</b>	県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい生活様式や、基本的な感染防止対策の徹底を啓発</li> </ul>	
<b>レベル1 注意</b>	④国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生		
<b>レベル0 平常</b>	国内で新規感染者が確認されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な対策を啓発</li> </ul>	

※これ以上の爆発的な感染拡大や、国が緊急事態宣言を行う場合の対応は、状況に応じ、更に強い措置を検討する。

※これまでの感染防止対策の経験を踏まえ、メリハリを利かせた対策を行うことを基本とする。

※国の分科会が示した6指標によるステージ分類についても、参考指標とし、毎週公表する。

※今後の感染状況等の最新の知見に合わせ、必要に応じて改定を検討する。

## 2 熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座長コメント (11月3日現在)

- 熊本県内では、先週(10/27~11/2)、新規感染者は38例(うち感染源が特定できないリンク無し感染者10例)が確認され、基準に基づき、リスクレベルは「レベル3警報」とすることが妥当である。
- 国内の感染状況は、10月以降微増傾向が続いており、全国的な増加に加えて、特に北海道や東北地方での感染拡大の動向を注視していく必要がある。
- 熊本県においては、熊本市中心部の接待を伴う飲食店を中心とした感染者及び阿蘇市における医療機関のクラスター感染者により感染者が増加している。また、熊本市内の高等学校でクラスターが発生し、状況に注視が必要である。
- このうち、阿蘇市の医療機関クラスターについては、ウイルスが施設内に封じ込められた中で、比較的長い潜伏期を経て陽性が確認されたものである。確実に感染者を捕捉し、感染拡大を防ぐためには、特に幅広な検査が有効と考えられる。また、適切な医療提供の観点から、感染者の確実な入院調整や、病院の機能維持支援も重要である。
- 一方、熊本市中心部の接待を伴う飲食店を中心とした感染については、いわゆる夜の街への対応の強化で封じ込めていく必要がある。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、大都市の歓楽街における感染拡大防止ワーキンググループの報告書を取りまとめ、政府への提言を行っている。
- 当該報告書や提言を踏まえ、他自治体で有効であったと考えられる方法は、積極的に実施を検討されたい。特に、熊本市において現在も行われている重点的検査については、安全な街づくりとして、地元との信頼関係醸成や、情報が届きにくい方にも届くよう、情報発信を工夫していただきたい。
- また、冬季の受診方法の変更についての啓発も重要である。県民・市民の皆様には、発熱等の症状があった場合、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関等の身近な医療機関へ電話で相談していただくよう、専門家会議からも願います。また、皆様一人一人の行動がクラスター発生を防ぐという意識を強く持っていただき、普段からのマスク着用や、遅い時間までの飲酒を避けるといった十分な注意の継続をお願いする。
- 引き続き、感染防止対策と「新しい生活様式」の実践に取り組んでいただきたい。

### 3 県民の皆様へのお願い（11月4日発表）

熊本県のリスクレベルは【レベル3警報】です。

また、感染状況は拡大傾向にあります。

つきましては、感染防止のため、次の対応を行います。

#### **（1）現在の感染状況と、リスクレベル3の対策の考え方にに基づき、次の対策と要請を行います。**

- 熊本市においては、接待を伴う飲食店を中心として感染が拡大し、また、リンク不明感染者が引き続き高い割合で推移しています。さらに、高等学校においても複数の感染者が発生しています。

##### **【対策】**

- ・引き続き、ハイリスクと考えられる店舗への検査勧奨については、県市連携し、国分科会の報告書も踏まえ、強化を行います。なお、熊本市においては10月30日に対象店の個別訪問第2弾を実施しています（県からも人的協力）。
- ・県市連携し、各学校に対して、感染防止対策にさらに取り組むよう注意喚起を行います。

##### **【要請】**

- ・熊本市内中心部の歓楽街において、夜遅い時間までの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えて下さい。
- ・ステッカー掲示等のある、感染防止対策が十分行われているお店を選んで利用してください。
- ・熊本市において、熊本市中心市街地飲食店従業員の方を対象としたPCR検査が行われています。個人でも検査に申し込むことができますので、熊本市の申込受付窓口（080-7660-8097/受付時間：13時～20時※土日祝日を除く）への連絡をお願いします。特に、高齢者等のハイリスク者に接触する機会の多い方は、御自身と身近な方の健康を守るため、ご連絡をお願いします。

- 阿蘇市の医療機関で発生したクラスターは、地域に大きく拡大する状況にはありませんが、状況には注視が必要です。

##### **【対策】**

- ・県クラスター対策チーム（CMAT）、厚生労働省地域支援班及び熊本県感染管理ネットワークによる保健所及び医療機関への支援体制を継続し、封じ込めのための幅広い検査、医療機関の機能維持を図ります。また、県調整本部において、確実な入院調整を実施します。

##### **【要請】**

- ・基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・感染された方やそのご家族、職場関係の方々に責任はありません。不当な扱いや嫌がらせ、誹謗・中傷などは絶対にならないよう、お願いいたします。

## (2) 県民の皆様へのメッセージ

- ・発熱等がある場合、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関等の身近な医療機関へ電話で相談して下さい。その後、診療ができる医療機関を予約し、受診をお願いします。事前連絡する医療機関に迷う場合は、発熱者専用ダイヤル（TEL:0570-096-567）にご連絡ください。
- ・国分科会で提言された、次の5つの場面に特に注意し、感染防止対策を行って下さい。

### <5つの場面>

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ① 飲酒を伴う懇親会等     | ④ 狭い空間での共同生活 |
| ② 大人数や長時間におよぶ飲酒 | ⑤ 居場所の切り替わり  |
| ③ マスクなしでの会話     |              |

## 4 県民の皆様へ、基本的にお願ひすること

以下の対策は、リスクレベルによらず徹底をお願いします。

### I 県民の方への要請

#### (1) 最も重要なお願い

- ① 症状がなくとも、外出時の屋内ではマスクを着用して下さい。
- ② こまめな手洗い・手指消毒を行ってください。
- ③ 発熱時は仕事等を休み、かかりつけ医等に電話相談を！

#### (2) 基本的な対策及び考え方

- ・「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・コロナウイルス検査を受ける時や感染者との濃厚接触疑い時などに、保健所から自宅待機を指示された場合は、指示を守っていただきますようお願いいたします。
- ・マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保等の感染防止対策の徹底を要請します。
- ・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底して下さい。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの、積極的な利用をお願いします。

#### (3) 外出について

- ・「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動は控えて下さい。
- ・発熱やかぜの症状がある場合は外出を控え、特に会食等に参加しないようにして下さい。
- ・高齢者、基礎疾患を有する方及びその御家族の方は、外出の際は感染防止対策を特に徹底することを要請します。

#### (4) 飲食店等、営業施設の利用について

- ・ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策のできていない店舗については、利用を控えて下さい。

## II 事業者の方への要請

### (1) 企業、事業所、施設の感染防止対策について

- ・企業及び事業所等においても、業種別ガイドラインを参考に感染防止対策を要請します。
- ・社会福祉施設及び医療機関においては、施設内感染や院内感染を防止する対策の徹底を要請します。
- ・事業所や施設内における感染防止対策においては、特に次の点に留意し具体化して下さい。
  - 感染者や有症状者等が発生した場合の、事業所内での連絡体制や事業休止のルール等を定めておくこと。
  - 感染者等が発生した場合の、対策責任者や対応者等を定めておくこと。

### (2) 飲食店の感染防止対策について

- ・県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行ってください。
- ・熊本市をはじめ、各市町村及び団体等が行う飲食店における感染防止対策支援事業に積極的に取り組み、感染防止を十分に図って下さい。
- ・県において感染防止講習会への講師派遣等を行います。20名程度以上を単位とし、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局あてお申し込みください。
- ・「特定の飲食店」※においては、感染拡大予防ガイドラインや県が示すチェックリスト等による感染防止対策を徹底するとともに、それが県民に分かるよう、令和2年7月30日付けで通知したステッカー等を掲示することを要請します。

※...「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」  
(令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡)

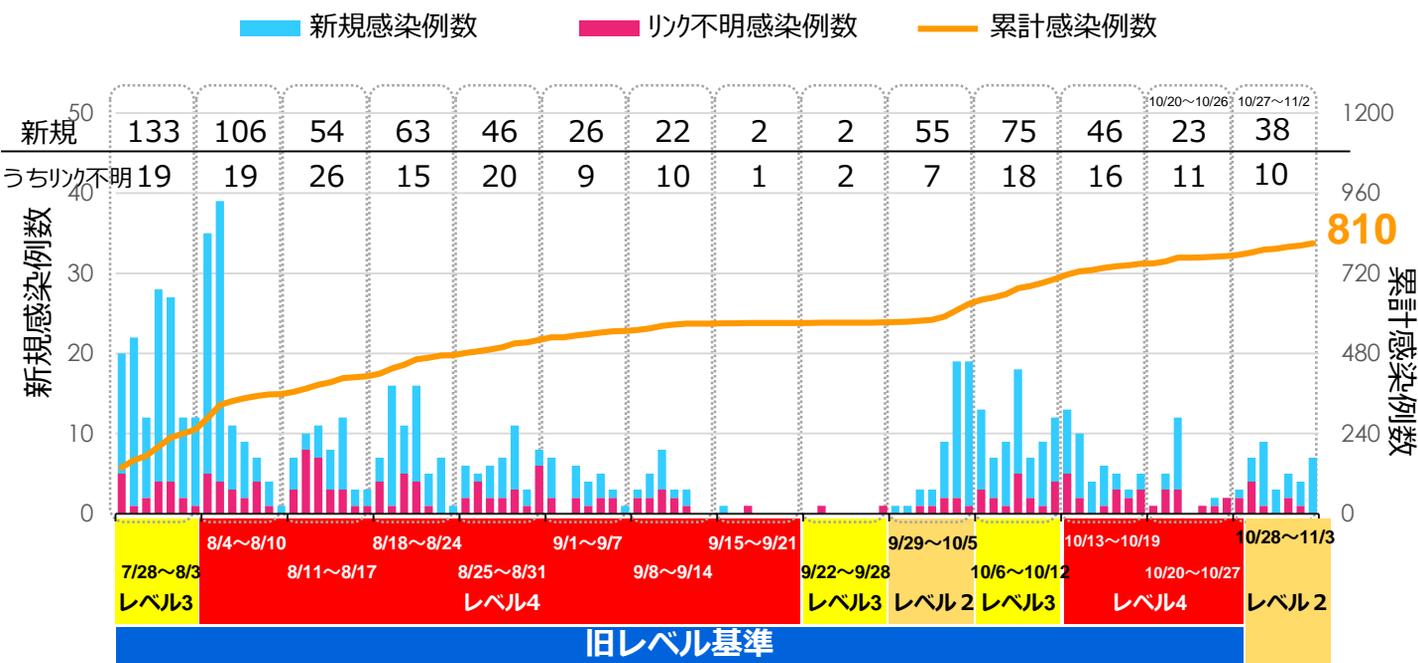
## III イベントの主催者の方への要請

- ・基本的に、収容率50%以内かつ上限人数5,000人での開催をお願いします。  
ただし、業界団体が定める業種別ガイドラインについて、令和2年9月11日事務連絡別紙3を満たした改定が行われ、改定後のガイドラインを用いた感染防止活動の実施を担保し（別紙4のチェックを実施）、それを公表することを条件に、収容人数要件の緩和が可能です。（末尾参考資料を参照）
- ・全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者は、県に事前相談してください。

## IV その他

- ・被災地での活動における感染防止対策のために、被災者、職員、支援者全ての立場の方（報道関係者を含む）は、「被災地で活動する際の感染防止対策チェックリスト」を用い、改めて徹底をお願いします。

# 【熊本県における新型コロナウイルス感染者発生状況（7/28～11/2）：確定日ベース】



## 【保健所ごとの感染例の確認状況】

保健所名	これまで	先週 (10/27～11/2)	保健所名	これまで	先週 (10/27～11/2)
熊本市保健所	398	22	宇城保健所	25	1
有明保健所	165	2	八代保健所	21	1
山鹿保健所	53	0	水俣保健所	13	0
菊池保健所	46	1	人吉保健所	2	0
阿蘇保健所	26	10	天草保健所	6	0
御船保健所	17	1			

## 【国新型コロナウイルス感染症対策分科会の6指標】

	医療提供等の負荷 (判断日の状況)		③ PCR 陽性率 (一週間平均値)	感染の状況 (直近1週間の状況)			
	① 病床のひっ迫具合			④ 直近1週間の 陽性者数 (熊本県人口で換算)	⑤ 前週との 比較	⑥ 感染経路 不明割合	
	病床全体	うち重症者 用					
ステージ4	50%	50%	437人	10%	437人	先週より増	50%
ステージ3	25%	25%	262人	10%	262人	先週より増	50%
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階						
ステージ1	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階						
11月2日	10.3%	1.7%	47人	5.1%	38人	+15	10人(26.3%)
10月26日	9.8%	0.0%	41人	3.6%	23人	▲23	11人(47.8%)
10月19日	15.0%	0.0%	67人	5.9%	46人	▲29	16人(34.8%)
10月12日	17.0%	1.7%	87人	8.5%	75人	+20	18人(24.0%)
10月5日	8.3%	0.0%	41人	9.0%	55人	+53	7人(12.7%)

## (参考) イベントの開催条件の概要

- 下記に示す収容率及び上限人数の緩和を受けたい場合は、業界団体が定める業種別ガイドラインについて、令和2年9月11日事務連絡別紙3を満たした改定が行われ、改定後のガイドラインを用いた感染防止活動の実施を担保し（別紙4のチェックを実施）、それを公表することが条件です。条件を満たしていない場合、従前どおり収容率50%以内かつ上限人数5,000人での実施をお願いします。
- 参加人数5,000人までのイベントの、収容率の緩和
  - ・ 大声での歓声・声援等がない、クラシック音楽コンサート等については、収容率100%以内（席がない場合は適切な間隔）での実施が可能です（5,000人まで）。
  - ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロックコンサート等については、原則収容率50%以内（席がない場合は1mの間隔）での実施となります。ただし、同一グループ5人以内であれば、座席間隔を空けない着席を認めます（5,000人まで）。
- 参加人数5,000人以上のイベントの、上限人数の緩和
  - ・ 10,000人以上を収容できる施設において、収容率50%での実施をお願いします。収容率が50%以内であれば、参加人数に上限はありません。
- 地域の行事、お祭り、野外フェス等
  - ・ 参加者の把握ができるイベント（地域の盆踊り等）は、適切な感染防止策を講じた上で実施して下さい。大声がないものは、収容率100%を認めます。
  - ・ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、参加者の把握が困難な花火大会、お祭り・野外フェス等の開催は、十分な人と人との間隔（1m）を設けてください。できない場合は中止を含めて慎重に判断してください。
- 全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者は、県に事前相談してください。